

計画策定の経緯

こども基本法（以下、法という）施行（令和 5 年 4 月）

政府はこども大綱の策定が義務化（法第 9 条）、県や市は、自治体こども計画の策定が努力義務化（法第 10 条）された。なお、計画策定にあたっては、こども大綱（県こども計画が定められているときは、こども大綱及び県こども計画）を勘案するものとされている。

こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）

幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後 5 年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもので、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す。  
（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化）

↓ 勘案

埼玉県こども計画（策定中）（参考資料 4 参照）

↓ 勘案

川越市こども計画

川越市こども計画策定にあたって

●自治体こども計画策定のためのガイドライン（参考資料 2 参照）

現在、こども家庭庁において『自治体こども計画策定のためのガイドライン』を策定しているところである。

本ガイドラインは、計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点を取りまとめ、広く横展開を行い、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援することを目的に策定されるものである。ガイドライン策定後は、必要に応じて参照する。

●こども・若者の意見の政策反映（参考資料 3 参照）

法第 11 条において、国や地方自治体に対し、こども政策の策定、実施、評価するにあたっては、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることがうたわれている。

こども家庭庁では、令和 6 年 3 月に『こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン』を策定し、こどもや若者の意見の政策反映に向けて、意見を聴くための企画から、政策に反映するまでの一連のプロセスを実施する際の留意点や工夫、事例などを示している。意見聴取などの際には本ガイドラインを参考に実施する。

こども等の意見を反映させるための措置及び計画（素案）作成までの流れ

●（仮称）川越市こども計画策定に向けた調査（冒頭の資料 1）

- ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査
- ・子ども・若者の意識と生活に関する調査
- ・若者の意識と生活に関する調査

第 1 回分科会（今回）

- ・（仮称）川越市こども計画策定に向けた調査結果報告

●上記調査を補完するものとして実施する調査

- ・イベント内でのアンケート調査（5 月 11 日）  
川越青年会議所主催のイベントにおいて、計画策定のための基礎資料とするため、参加者のこども・若者を対象に実施する。
- ・オンラインアンケート調査（6 月～7 月）  
これまで実施した調査において不足する情報・データがあった場合、オンラインにて実施する。具体的には「（仮称）川越市こども計画策定に向けて実施した調査」の結果から更に深掘りすべき事項について、16 歳・17 歳のこどもを中心に調査を実施することを検討している。

第 2 回分科会（7 月上旬）

- ・イベント及びオンラインアンケート（※実施時期による）結果報告
- ・こども・若者等への意見聴取のテーマ等をご審議

●こども・若者等への意見聴取

こども政策への反映のため、市に求める施策や市が必要と考える具体的な施策（案）に対するこどもや若者等の意見聴取の場を設ける。

- ・こども・若者等への意見聴取（7 月中旬）  
市内在住の小・中・高校生、大学生、18 歳から 39 歳までの若者等を対象に、意見聴取を実施する。
- ・声を聴かれにくいこども・若者への意見聴取（7 月中旬）  
経済的に困難な家庭のこども、不登校のこども、社会的養護の下で暮らすこども等を対象に意見聴取の場を設けることを予定している。

第 3 回分科会（8 月上旬）

- ・意見聴取の結果報告

計画（素案）作成

※11 月中旬から 12 月中旬に実施予定である意見公募（パブリックコメント）においても意見表明の機会を確保する。